

総務文教常任委員会報告

令和4年6月16日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年6月7日午前10時00分から美浜町議会全員協議会室で、議長及び委員7名の出席のもとに本委員会を開催し、5月31日に本委員会に付託されました議案4件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、税務課長、住民環境課長の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る5月31日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

(1) 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(美浜町税条例等の一部改正する条例の制定について)

質疑：固定資産税関係の熱損失防止改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充の説明の中で、既存住宅とは、新築ではなく既存の建物をリフォームした場合により減免措置が受けられるということか。

回答：今までの既存住宅の基準では、窓、天井、壁、床などを断熱化するリフォーム改修工事が対象だったが、今回の改正では、それに加えて太陽光発電や高性能エアコン、給湯器などを設置するリフォーム改修工事が追加された。120㎡までの住宅部分の税額の3分の1を翌年度減額する措置となっている。

質疑：改修工事で窓、天井、壁、床の工事が対象になるのだが、このうち絶対必要な必須項目はあるのか。

回答：窓の断熱性を高める工事が必須項目となっている。

質疑：手数料条例関係の固定資産課税台帳の記載事項の証明書の交付等に係る措置の説明の中で、人の生命、または身体に被害を及ぼすおそれがあると認められた場合においては、DV等が該当するとのことだが、詳しく説明を求める。

回答：相手方に所在を知られてはいけないDV被害者がいた場合、その被害者が持っている資産の証明書等を発行するときには、そのDV被害者の所在を加害者側に知られないように配慮したうえで発行することである。証明書内容は、美浜町に所有している財産として出すのだが、住所等を加工して相手方に判らないようにする形で発行する規定を、今回の手数料条例で正式に定めるためである。

質疑：土地に係る固定資産税の負担調整措置の説明の中で、景気回復に万全を期すため地価が急激に上昇した場合にあっても、税負担の上昇が緩やかなものになるように課税標準額を調整する措置だが、激変緩和の観点から令和4年度に限り、通常5%の評価額を2.5%に抑えられているのは、町税収入からすると減収になると思うのだが、その減収になった分は国からの財源補填されるのか。

回答：令和4年度で、本町では約15筆で税額2,500円ほどと試算して課税しているが、この額については、交付税算定の際の基準金額となり、国から交付税措置がなされるということである。

(2) 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

質疑：基礎課税額に係る課税限度額の引き上げに対して、医療給付費及び後期高齢者支援金課税額の課税限度額を現行99万円から改正後102万円になり3万円引き上げられるが、今回の引上げに対する町民への影響をどのように予測しているのか。

回答：国の制度設計上、最高限度額まで達する対象者を総加入者の約0.5%から1.5%台におさまる形で設計している。現行の99万円課税限度額だと、1.6%を超えるので、超えない試算をした結果102万円となった。これを美浜町に当てはめると、加入世帯が1,231世帯中19世帯、1.543%の世帯に影響が出てくる。これは、19世帯で27万円の国民健康保険税が増額となる措置である。

質疑：限度額が上がるということで、国民健康保険事業の財源は増えるのか。

回答：所得の多い方が応分の負担をする制度なので、その分が増えてくる。

質疑：最高限度額が上がることで、軽減処置を受けている人が影響を受けることはないのか。

回答：多い方のみ影響があり、軽減処置については従前通りである。

(3) 議案第48号 美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定について

質疑：個人町民税関係の上場株式等の配当所得等の所得税と個人町民税の課税方式の一致の説明の中で、これまで所得税と個人町民税で異なる課税方式を選択して、国民健康保険税や70歳以上の医療費の自己負担割合を抑えられるケースがあったと思うが、所得税と町民税の課税方式を打ち立てることで、これまでの制度を利用して、その税負担や社会保険料の負担を軽減されていた方にとっては、制度を利用した軽減対策が出来なくなるという

ことか。

回答：そのとおりである。株式の譲渡所得、配当所得は分離課税という方式であり、その中で完結しており、個人の住民税側の申告に反映されていないということである。今回の改正において、分離課税ではなく、総合課税を選択し、配当控除を受ける場合には、住民税申告不要制度を利用して住民税の申告をしないということが出来なくなったということである。令和4年度の申告でこの制度を選択されていた方が町内で9名、うち住民税の影響者数は8名である。影響額的には29万4,300円になる。住民税側については、株式等譲渡所得割交付金で美浜町に交付金として配当されているので、個人の所得という形での反映はされていない。そのため国民健康保険税等に反映させることができなかったということである。

(3) 議案第49号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

質疑：新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例の説明では、減免の対象期間を延長するものだが、この減免措置によって財源が減った分は、自治体ではなくて国が責任を持って財政支援を行っていくのか。

回答：そのとおりである。100%ではないが、計算式により国民健康保険税の減免の状況に応じて、保険税減免総額が市町村調整対象需要額の3%以上で、大きく影響があるなら10分の10の支援である。1.5%から3%未満なら10分の8になり、1.5%未満なら10分の4という形になる。昨年の減免額が101万4,000円であるので、昨年度需要額1.5%未満ということになり、減免額は10分の4という形で国が補填する措置となる。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

(1) 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例等の一部改正する条例の制定について）

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(2) 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(3) 議案第48号 美浜町税条例等の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

(4) 議案第49号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前10時41分本委員会を閉会いたしました。
以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。